

契約の保証及び前払金保証の電子化について

令和5年10月1日より、契約の保証及び前払金保証について、電子による取扱いを開始します。（電子化の対象となる保証証書は以下のとおりです。）

具体的な電子化による取扱いについては、保証機関（保証事業会社等）に確認した上で、手続きを行っていただきますようお願いいたします。

電子化の対象となる保証証書

前払金保証
(中間前払金含む)

→① ※前払金保証証書（引受先：保証事業会社）
※原則、電子による取扱いとさせていただきます。

電子化対象

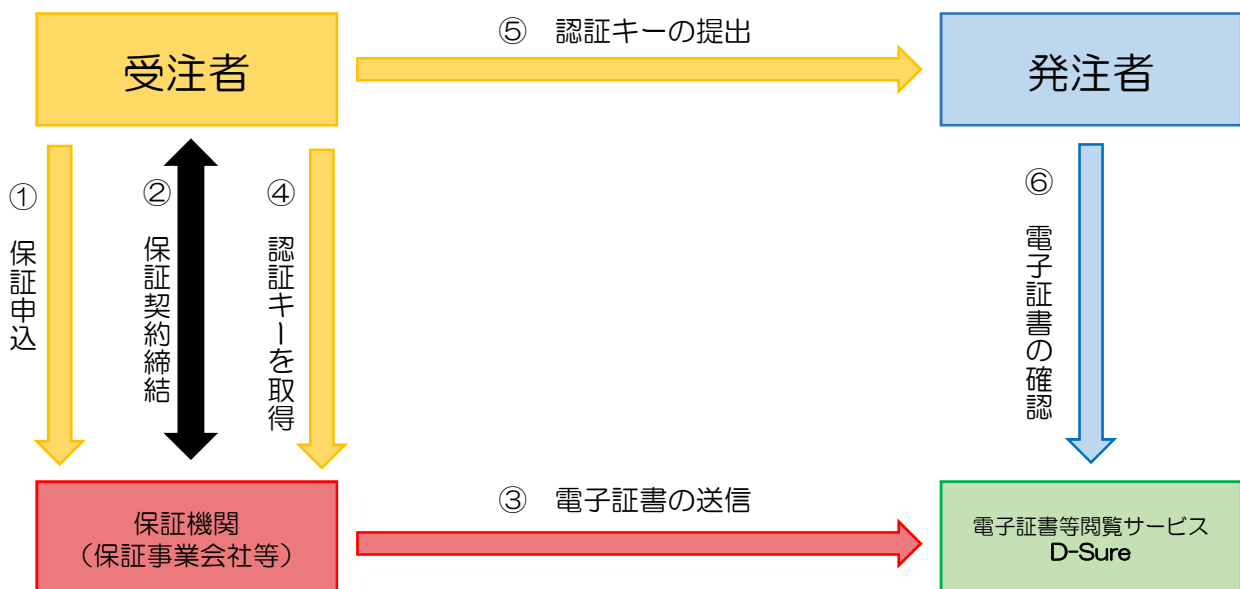
契約の保証

→② 契約保証証書（引受先：保証事業会社）

電子化対象

※損害保険会社が引受先となる「公共工事履行保証証券」や「履行保証保険証券」は電子化未対応です。

電子化による取扱いのイメージ



受注者は、電子証書に係る「保証契約番号」と「認証キー」の情報を発注者に提出し、発注者はこれにより「電子証書等閲覧サービス」にアクセスし、保証内容を確認します。